

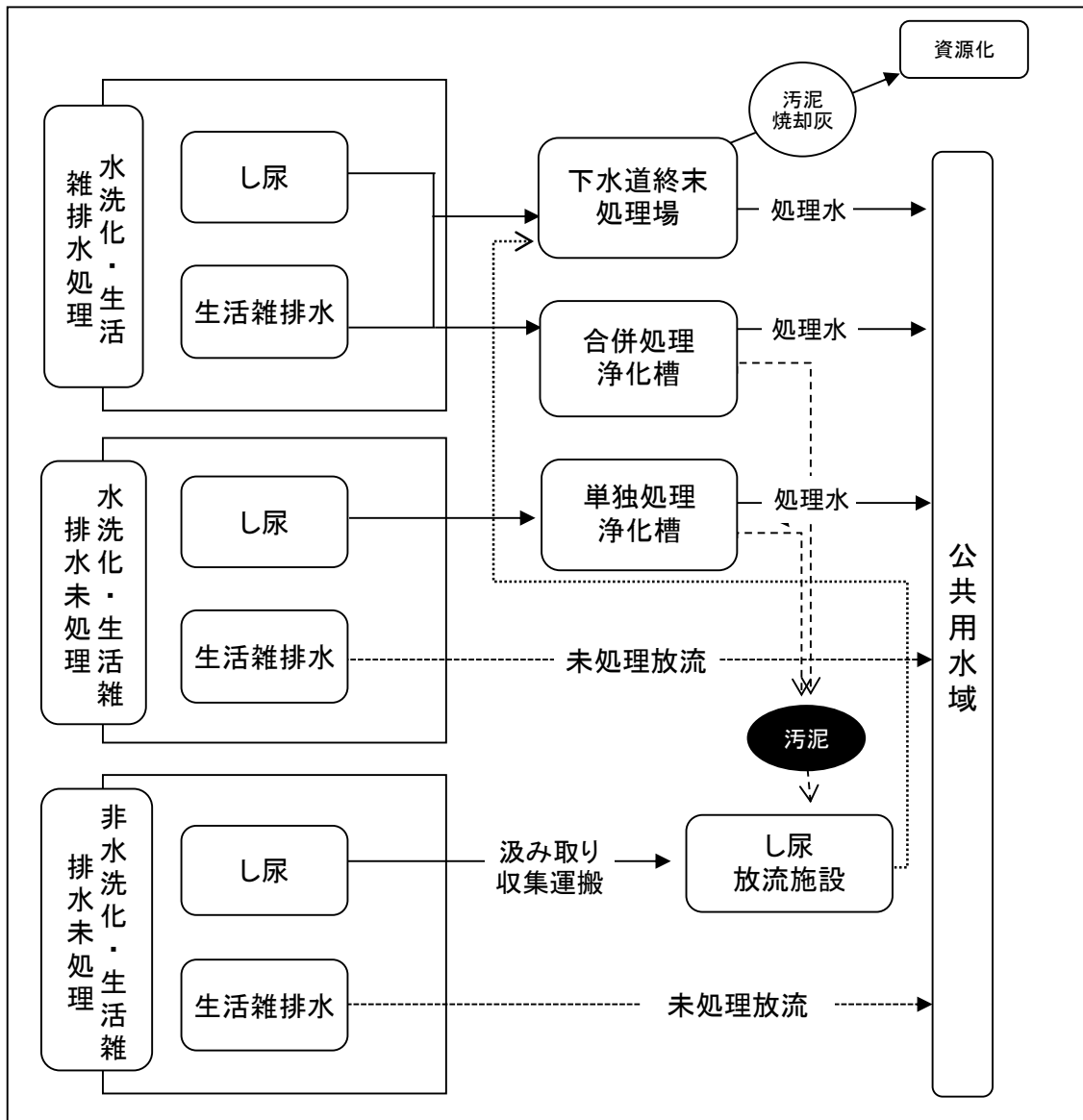
第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況

1. 現行の生活排水処理体系

本市における生活排水（生活雑排水、し尿）処理体系は次のとおりです。

図3-1 生活排水（生活雑排水、し尿）処理体系



※生活排水とは、家庭などから排出される排水を示します。
 ※生活雑排水とは、台所や風呂場などからの排水を示します。

2. 公共下水道事業概要

(1) 処理区及び面積

公共下水道に関する処理区及び面積は次のとおりです。

表 3-1 処理区及び面積

処理区名	鎌倉処理区	大船処理区	合計
事業認可区域	1,189ha	1,471ha	2,660ha
整備済面積※	1,179.1ha	1,420.4ha	2,599.5ha

※ 整備済面積は平成28年3月末日の数値になります。

(2) 公共下水道汚水終末処理場

公共下水道に関する処理場計画は次のとおりです。

表 3-2 処理場計画

処理区名	鎌倉処理区	大船処理区
処理場名	七里ガ浜下水道終末処理場	山崎下水道終末処理場
処理方法	標準活性汚泥法	
敷地面積	1.80ha	5.28ha
処理能力	48,600 立方メートル/日	51,000 立方メートル/日
計画処理人口	72,700 人	98,170 人

(3) ポンプ場

公共下水道に関するポンプ場計画は次のとおりです。

表 3-3 ポンプ場計画

処理区名	鎌倉処理区	大船処理区
計画数	7 箇所	0 箇所
認可数	7 箇所	0 箇所
ポンプ場名	東部、小町、南部、中部、西部、 極楽寺、七里ガ浜	—

3. これまでの生活排水処理の取組み

生活排水には、し尿の他に生活雑排水があり、自然環境と生活環境の保全、公衆衛生の向上、河川等の水質保全の立場から、し尿収集、浄化槽、公共下水道による処理が行われてきました。

(1) し尿の処理・収集

し尿の処理・収集に関する変遷は次のとおりです。

表 3-4 し尿の処理・収集に関する変遷

年	し尿の処理・収集に関する主な事項
昭和 27 年 12 月	・し尿収集を市営として開始
昭和 36 年 6 月	・全市の半数を市の直営で収集
昭和 36 年 11 月	・し尿処理施設稼働（深沢クリーンセンター）
平成 14 年 4 月	・し尿処理工程を廃止 ・し尿希釈放流施設における消臭剤投与、水道水での希釈後に公共下水道へ放流
平成 17 年 6 月	・下水量の増加及びし尿収集量の減少から、希釈せずに公共下水道へ放流
平成 18 年 4 月	・全市民間委託収集

(2) 浄化槽による処理

浄化槽には、し尿のみを対象とする単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を処理対象とする合併処理浄化槽があり、し尿等は浄化槽で処理された後、排水路等を経由して河川などの公共用水域に放流されています。

一方、浄化槽での処理に伴い発生する汚泥は、浄化槽清掃業者が収集した後、深沢クリーンセンターに運搬し、同施設から公共下水道に放流しています。

(3) 公共下水道による処理

公共下水道による処理の変遷は次のとおりです。

表 3-5 公共下水道による処理の変遷

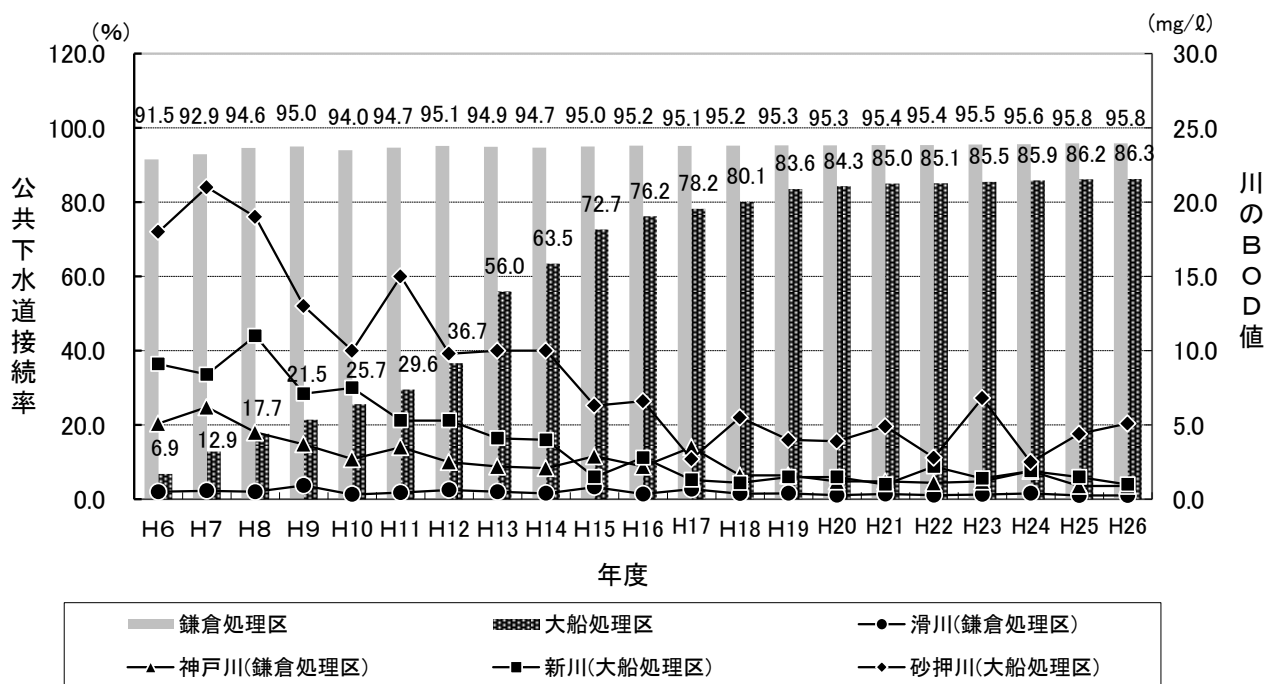
年	公共下水道による処理に関する主な事項
昭和 33 年 3 月	・公共下水道鎌倉処理区の都市計画決定（計画区域：550ha、計画人口：65,000人）
昭和 47 年 3 月	・七里ガ浜浄化センター稼働
昭和 61 年 1 月	・大船処理区の都市計画決定（計画区域：391ha、計画人口：27,100人）
平成 5 年 6 月	・山崎浄化センター稼働
平成 8 年 10 月	・大船処理区の事業認可区域の変更・拡大
平成 14 年 3 月	・鎌倉処理区の事業認可区域の変更・拡大
平成 20 年 6 月	・鎌倉・大船処理区の事業認可区域の変更・拡大
平成 22 年 2 月	・大船処理区の事業認可区域の変更・縮小
平成 26 年 3 月	・事業認可期間延長

(4) 水環境の現状

鎌倉市では、水環境の現状を把握するため、毎月河川のパトロールを実施するとともに、毎年度定期的に河川の水質調査等を実施しています。公共下水道の整備に伴い、水質汚濁の指標となるBOD値は経年的に減少しており、河川の水質改善は進んでいます。

市内の主な河川のBOD値の平成6年度からの推移は次のとおりです。

図3-2 公共下水道の接続率と市内主な川のBODの推移



※BODとはBiochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略で、水の汚れを示す指標の一つで、値が大きいほど汚れが大きくなります。

※公共下水道接続率(%)=(水洗化人口)÷(行政区域内人口)

※各年度3月末日の数値